

更生保護法人日本更生保護協会 文書管理・保存規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、更生保護法人日本更生保護協会（以下「当協会」という。）における文書の取り扱いについて定め、事務を正確かつ効率的に処理することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、協会文書とは、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に頒布又は販売することを目的として発行されるものを除く、当協会の役員、評議員又は職員が業務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式、その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）であって、当協会が保有するものをいう。

(事務処理の原則)

第3条 当協会の事務は、原則として各業務担当者が文書により立案し、常務理事及び事務局長の決裁を受けて処理するものとする。

2 常務理事又は事務局長が出張等により不在である場合において、特に緊急に処理しなければならない決裁文書は、決裁権者があらかじめ指定する者が決裁することができる。

3 前項の規定により代理決裁した者は、事後速やかに決裁権者に報告しなければならない。

第2章 文書の取り扱い

(取り扱いの原則)

第4条 協会文書の扱いは、責任の所在を明らかにして正確かつ迅速に行うとともに取り扱いにかかる協会文書を常に整理し、その所在を明らかにしておかなければならない。

(統括文書管理者)

第5条 当協会に統括文書管理者1名を置く。

2 統括文書管理者は、事務局長とする。

3 統括文書管理者は、協会文書の管理に関する事務の総括を行う。

(文書管理担当者)

第 6 条 当協会事務局に文書管理担当者を置く。

- 2 文書管理担当者は、事務局長が任免する。
- 3 文書管理担当者は、協会文書の受付、配布、回付及び整理に関する事務を行う。

(受信文書)

第 7 条 当協会が受信した文書（以下「受信文書」という。ただし、関連する事案が軽微なものは除く。）は、文書管理担当者において受け付けるものとし、文書管理担当者以外の者が受信文書を受け取ったときは、速やかに文書管理担当者に回付する。

- 2 文書管理担当者は、受信文書に受付印を押印する。ただし、公文書の原本等、押印することが適当でないものについては、適宜、受付印を押印した書類を添付する等の方法により対応する。
- 3 前項の規定により受付印を押印した受信文書については、事業年度ごとに一連番号を付して文書受理簿に必要事項を記載した後、各業務担当者に回付する。

(外部発信文書)

第 8 条 当協会が外部に発信する文書（以下「発信文書」という）、ただし、関連する事案が軽微なものは除く。）は、理事の職務権限規程別表の区分により、これに定める決裁権者の決裁を受けて発信する。

- 2 発信文書については、文書発番簿に原則として発信番号、発信日付、送付先等の必要事項を文書起案者において記載する。
- 3 前項の規定により発信文書に記載する文書発信番号は、「日更協発第」の 5 文字及び年度ごとの一連番号とする。

第 3 章 文書の整理及び保存

(整理及び保管)

第 9 条 協会文書の整理及び保管は、この規程に別途定める場合を除き、原則として当該協会文書に係る業務の担当者において行う。

(保存種別)

第 10 条 協会文書の保存種別は、次の 5 種とし、別表「文書保存期間基準表」による。ただし、関係法規により保存期間が定められているものは、当該法規の規定に従う。

- 第 1 種 20 年
- 第 2 種 10 年
- 第 3 種 7 年

第4種 5年

第5種 3年

第6種 1年

2 数種の保存種別にまたがる文書は、そのうちの長期によって保存する。

(保存期間の起算)

第11条 協会文書の保存期間は、当該協会文書の処理が完了した事業年度の翌事業年度から起算する。

(保存文書の表示)

第12条 保存する協会文書は、表紙に保存の種別、整理番号及び保存期間並びに保存の始期及び終期を表示しなければならない。電磁的記録などこの方法に拠ることが適切ではない協会文書については適宜の方法により保存種別、整理番号及び保存期間並びに保存の始期及び終期に関する情報を当該文書と一体で保管しなければならない。

(保存文書の廃棄、保存期間の延長)

第13条 保存期間を経過した協会文書は、保管者が事務局長の決裁を受けて廃棄する。廃棄にあたっては当該協会文書の性質に応じた廃棄方法を適切に選択し、取り扱いに注意しなければならない。

2 保存期間が満了した協会文書であって、理事長又は事務局長がなお引き続き保存する必要があると認めたものは、更に期間を定めて保存することができる。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

(附則)

1 この規程は、令和8年3月1日から施行する。